

◆富士市子どもの権利条例策定に関する意見シート◆  
(第6回会議分)

- 第6回懇話会で伝えられなかったこと、伝えたいことがありましたら、意見を記入してください。  
※ 箇条書きで結構です。

《第5回会議分 意見シート》

A 委員

前文について

子どもの為につくられる条例であるため、子どもが読んでわかりやすく、気持ちのいい前文になればと思います。

先日行われた高校生ワークショップでも話題になった通り「かけがえのない〜」「〜と願う」等の表現は最小限にし、わかりやすく具体的に、できるだけ子ども達の声を取り入れることが出来ればと思います。

富士市独自のオリジナリティのある文章を使い、子供たちが親しめる、身近に感じられる条例にしたい。

高校生が言ったように、詩のようなフレーズを盛り込む。

権利擁護委員のネーミングについて

「児童相談所」と聞くと例え身に覚えがなくとも、名前を聞くだけで大人も子どもも身構えてしまう。

気軽に話せてサポートをして貰えるようなイメージで、考えていきたい。

「オンブズマン」に絡めたユニークな名称も私はいいいと思いました。

「Fuji おんぶ's マン」とか。。

## B 委員

### ●富士市の子ども現状と課題

いじめの「重大事態の件数の推移」はどういう統計なのか、説明が必要かと思います。

(富士市の統計だと勘違いされないように。いじめ防止対策推進法が 2013 年に制定されたにも関わらず、ほぼ右肩上がりであること。など)

### ●高校生合同発表会について

富士高生が「かけがえのない」について、他の自治体にも見られるような言葉ばかり使うのではなく、と任意意見欄に書いていて、発表でも再度、そのことに触れ、どういう表現だったか、子どもに馴染みがないというニュアンスのことを言っていたかと思います。

しかし、ちょうど、自分たちの居場所活動の中で男の子たちが鬼滅の刃のテーマソング「炎」を唄っていました。こんなフレーズが出てきます。

「音を立てて崩れ落ちてゆく 一つだけの かけがえのない世界」

女の子たちは大人気ユニット YOASOBI のヒット曲「群青」を聴いていました。そこにもこんなフレーズが出てきます。

「もう今はあの日の透明な僕じゃない ありのままの かけがえのない僕だ」

「かけがえのない」というフレーズは、イマドキの子どもたちにとっても馴染みのあるフレーズだと思いますし、やはり、条例の中で子どもたちの命と心はかけがえのないものなんだということは、最も強調したいことのひとつだと思いますので、むしろ、積極的に使いたい言葉かと思います。

上記に関連して、よく条例づくりや政策・制度づくりにおいて、当事者の声を聴くことが大切だと言われます。その通りだと思いますが、今回の高校生合同発表会に参加して感じたのは、この高校生たちの意見がイコール子どもたちの声を代弁しているわけではないということです。とくに富士高生の発表は、僕が居場所の中で出会っている子どもたちの感覚とかなり乖離があると思いました。やはり、子どもの権利条例を作る上での当事者というのは、もっと生きづらさを抱えた不登校の子、非行に走ってしまった子、いじめを受けている子(している子も)、貧困家庭の子、外国にルーツを持つ子、障害のある子、不適切な養育を受けている子などなどだと思います。

前文づくりに関して、この高校生たちの意見に引っぱられる必要はないと思いますし、意見を何でもかんでも反映させる必要もないと思います。

### ●懇話会意見書について

6 ページ「権利と義務」、事務局+座長で考えたというこの書きぶりで良いと思います。

付け加えるならば

「権利を主張するのは、社会の規則やルールを守ってからだ」といった意見もよく聞かれます。本当にそうでしょうか。社会のルールで最も守らなければならないのは、まさに、人権を守ることです。それでは、子どもたちの人権は守られているのでしょうか？学校現場でのいじめ過去最多、不登校率過去最多、児童虐待過去最多、未成年の自殺率過去最悪。

子どもの大学等進学率には、貧困家庭の子どもや児童養護施設入所児とそうではない家庭の子どもとの間に大きな開きがあります。こうした状態を少しでも解消するために、まさに、子どもの権利条例が必要となっているのです。さらに言えば、子どもたちは権利が守られれば、自ずと社会のルールを守るようになります。そのことを大人たちが信じることも求められています。」

とか、どうでしょうか。

#### 19 ページ⑦「子どもの権利保障を推進するために必要な方策等」

こんなことを付け加えたい

(子どもの権利を軸にした行政組織の改編)

子どもの権利保障を推進するためには、福祉と教育の一体化が強く求められます。学校現場では、相変わらず「福祉」の視点が乏しいです。全国統計では、就学援助制度の利用者が調査開始の平成7年度は16人に1人だったのが、近年は6～7人に1人になっています。児童相談所における虐待相談対応件数は調査開始の平成元年度は1,101件だったものが令和元年度には193,780件になっています。こうした子どもたちの属性の急激な変化にも関わらず、学校現場は福祉機関との連携をしていません。また、過去最多を更新している不登校についても教育の問題と捉え、保健室登校や適応指導教室などでの対応が中心となっています。こうしたことにより、子どもたちが抱える問題が単に先送りされているだけの状態となり、義務教育終了後に公的支援ネットワークからこぼれ落ちる子ども・若者が後を絶ちません。

こうした福祉と教育の縦割りの弊害を解消することが子どもの権利保障の推進につながります。具体的には、子ども部を創設し、その中に児童福祉部門も学校教育部門も入れるといったことが求められます。とりわけ、スクールカウンセラーは児童福祉部門の所属とすること、適応指導教室も児童福祉部門の管轄にするなどの具体的な縦割り解消と福祉と教育の連携の推進のための策が求められます。

#### 14 ページ③「育ち学ぶ施設」という呼称について

以前から子どもには学びよりも遊びが大切だと主張してきました。

IPA(子どもの遊ぶ権利のための国際協会)は、2010年、子どもの権利条約にある第31条の重要性に対する認識を高めるための専門家会議を東京、ヨハネスブルク、メキシコシティ等世界8都市で開きました。

その報告書の中では「第4章・遊びの重要性についての大人の認識の欠如」、「第8章・遊ぶための場所や施設の不十分さ」、「第11章・学校における子どもの遊びに対する認識や設備の欠如」などが指摘されています。

高校生合同発表会において、富士見高校が前文に入れたいフレーズとして「子どもらしく不自由なく外でたくさん遊ぼう」というのを挙げてくれたのは個人的に大変、嬉しいものでした。理由も秀逸で「子どものうちから外で遊ぶことは体も丈夫になるし、友だちとの関わり方などの心の健康につながると思うから」というものでした。

こうしたことを踏まえ、まさに、他自治体の条例にはない富士市らしさとして、「育ち学ぶ

施設」ではなく、「育ち遊び学ぶ施設」という呼称に変えましょう。あるいは『「遊び育つ施設」ならびに「育ち学ぶ施設』』という並記でも良いかと思えます。

#### ●富士市の子ども現状と課題

(2)富士市の子ども傾向について、「懇話会の主な意見」向けコメントを追加したいです  
【アンケート回収率】

対象者の中で一番、提出物を保護者がチェックしてあげる世代である小学生の回収率が中高生よりマイナス5ポイント以上というのが気になる。

保護者が学校からのおたよりをチェックしてあげられていない家庭が1割近くいるのだろうか。

#### 【今、あなたが打ち込んでいること...】

本来、中高生の思春期は興味関心の合う仲間と深く付き合うことでアイデンティティを獲得し、小学生の学童期はその基盤を作るためにも広く浅くいろんな友だちと交わることが大切だと言われている。

しかし、アンケート結果を見ると、自分ひとりでの活動や読書、パソコンやインターネットが中高生よりも大幅に高く、半数近くに迫っているのは、非常に危惧される。

#### 【ほっとでき、安心できる場所】

僅かではあるが「ない」がいることを大きく気に掛けたい。中学生で言えば、1025人中18人もの子どもがほっとできるところが「ない」と回答している。

#### 【家族とどの位話しますか】

「しない～10分」というまともな会話がまったくない家庭が小学生では5人に1人以上になっている。会話がなければ、保護者が子どもの内面の変化に気づく機会も失われるし、子どもが保護者に何か悩みごと、困りごとを相談する機会も生まれにくい。原因を分析して、対保護者、対子どもそれぞれに対策を考える必要があるのではないか。

#### 《(子どもの相談・救済機関の仕組み)のうちの「組織」について》

意見書 25 ページ

ワーキングで議論がありましたが、現行案どおりとすることが今回の「富士市子どもの権利条例」に向けての意見書としての一丁目一番地だと強く思います。

さらに言えば、「関係機関と利害関係を持たない第三者」というのは、広義で捉えて、順守すべき必要最低条件です。国の天下り禁止の抜け道で使われるような「教員退職後、保護司を経ているので救済委員に選任」といったことも避けるべきです。

また、別の視点からも現行案どおりにするべきと思うのは、相談・救済機関ができたことをホームページやパンフレットで告知するときに当然、氏名と肩書が掲載されると思います。例えば札幌市ホームページ【子どもの権利救済委員（平成30年4月～）】

・杉浦郁子（臨床心理士）、・原敦子（弁護士）

ちなみに、青森市は委員のメッセージも素敵で、子どもたちが相談する気になりそうです。沼田徹委員<弁護士>落ち込んだとき、困ったとき、どうしたらよいかわからなくなったとき、悩みで目の前が真っ暗になったときには、遠慮しないで相談してください。お話を聞か

せてください。ここには、あなたを待っている人たちがいます。

小林央美委員<大学の先生>最近、楽しくて幸せいっぱい、大きな声で笑ったことがありますか？私にも、そして周りの人たち「みんな」にも、安心して自分らしく元気に、そして、意見を発言することのできる「権利」があります。その権利が大切にされていないなあと思うことがあったら相談してくださいね。一緒に考えたり行動したりしていきましょう。

関谷道夫委員<臨床心理士>青森市は、青い海、青い空、青い森に抱かれたやさしく揺れるゆりかご！未来を担う子どもたちが、笑顔を絶やさず、のびのびと元気に、しっかり生きる力を育むことができるように！全ての人が力を合わせて支援していきます。

これがもし、

- ・権田原清美(元中学校長)
- ・綾小路正子(元ステップスクール所長)
- ・富士山美緒(元青少年相談センター所長)

となっていたら、肩書を見ただけで、多くの子どもたちが相談を躊躇うでしょう

#### 《7月26日ワーキング分 意見シート》

最終盤を迎えたいままさらながらですが、このところの議論や意見シートを見ると、懇話会+事務局は、もう一度、そもそも論をする必要があると痛感しています。

子どもの権利条例は作る必要があるのでしょ

1700分の50程度しかこの条例を定めている自治体はありません。

でもそれは定めていない自治体は子どもの権利をないがしろにしているというわけではありません。

多くの自治体は必要ないと思っているから作っていないわけで、富士市もこれまではその一つでした。

なぜなら、わが国はまさに子どもの権利条約を批准していて、日本国憲法があり、児童福祉法あり、その他子どもに関する多くの法律・条令があります。

それらを保護者や教員を中心とした子どもに関わる大人が順守すれば、当然、子どもたちの権利は擁護されます。守られない場合も救済されます。

それなのになぜ、富士市であえて、「子どもの権利条例」を作る必要があるのでしょ

憲法、条約、法律・条令があるにも関わらず、権利が擁護されていない子どもたちが富士市には少なからずいるからです。

教員に宿題を自宅に取りに帰るように言われ、その足で冷たい田子浦港に身を投げた中学生がいます。

英語の宿題が20ページ溜まったからと、教員から罰としてグラウンド20周走をさせられ、それをみんなに嘲笑され、自死を考える日々を抱え込んだ中学生がいます。

クラス対抗リレーで勝ったらご褒美をやると教員が言った日から、生徒たちから「お前がいると勝てないから休め」と言われ始め、卒業まで不登校になった中学生がいます。

「係の仕事ができない子はホームレスになる」と教員に言われ、そのことに怯え、4年間

以上のひきこもりに近い不登校になった中学生がいます。

この懇話会で何度も訴えてきたつもりですが、あえて「富士市子どもの権利条例」を作るのは、こうした子どもたちの権利を擁護したり、救済したりする必要があるからです。

「富士市のすべての子どもたちのために」という言葉は、誰もが権利を侵害されたときに守られるという意味合いで使われるべきです。

間違っても、生きづらさを抱えている少数の子どもたちに手を差し伸べるという意味合いを薄めるために使われるべきではありません。

私たちはもっと、当事者意識を持って、条例づくりに携わるべきです。

当事者意識というのは、子ども全般という意味ではありません。

アンケートによれば、

「あなたは自分のことが好きですか？」

あまりそう思わない+そう思わないが小学生 42%、中学生 53%、高校生 44%

「あなたは人から必要とされていると思いますか？」

あまりそう思わない+そう思わないが小学生 39%、中学生 49%、高校生 48%

となっています。

この自分のことが好きではない半数の子どもたち、自己肯定感が低い半数の子どもたちの心情を想像し、何を求めているのかという視点をお互いが持つことが当事者意識です。

「同じ市民なのに疎外感を感じる」

「細々と隠れるような感じで過ごしていた」

「健常者ありきで社会が回っている気がする」

「言葉の問題で学校に馴染めず、学校をやめてしまい、大人になってから初めて(中卒)で社会に出る外国人が多い」

こういう声がなぜ出るのかと気持ちを寄せることが当事者意識です。

生きづらさを抱えた若者たちが「子どもの権利とは？」と尋ねられて、「教育を受けないこと」「学校へ行かないこと」「休むこと」「習い事に行かないこと」「部活動に参加しないこと」「逃げること」等々となぜ答えるか。こう答えるに至る 20 年前後の日々を想像することが当事者意識です。

僕自身は学校は大好きでした。小中高と 12 年間、忌引きや風疹等の病欠もない完全皆出席でした。勉強も得意でしたし、体育も音楽も美術も得意でした。学級委員は毎年、生徒会の要職も担いました。娘二人も長女は東大大学院を出て難民支援活動に携わっており、次女は長女と途上国支援活動をしたり、アメリカやオーストラリアに留学したりしています。

でも、だからこそ、自分目線はこの懇話会において封印をしています。

上記のような子どもたちは、「子どもの権利条例」に何を求めるだろうか、どんな一文に希望を感じてくれるだろうか、どんな表現には幻滅を覚えてしまうだろうか。

居場所づくりで出会う生きづらさを抱えた子どもたちは、僕の発言、意見を、自分の感じていること、思っていることの代弁になってるよと認めてくれるだろうか。

いつもそれだけを意識しています。

富士山も大好きです。富士山が凛々しく見える日は、愛犬と共に写真を撮り、SNS にア

ップしています。でも、居場所づくりをして17年間、生きづらさを抱えた子どもたちから「富士山のように立派になりたい」「富士山のように堂々と生きたい」なんてただの一度も聞いたことがありません。そもそも、外遊びの活動の日に富士山がきれいに見えていても、そのことを話題にする子どもは誰もいません。そういう当事者意識も持っていたいのです。

## C 委員

・前文や前書きの中に、高校生の意見として、富士高等学校の意見取りまとめシートに、「富士山のように健やかに育ってほしい」というフレーズに共感したことから、富士市民憲章の「富士山のように」というフレーズと権利条約の根幹を示すものを組み合わせたものや、子どもを支える大人の姿勢を示すようなものを提示しながら説明していくのもよいのではないかと考えました。

(例)

富士に生きる私達は、子どもが自分の権利や、最善の利益が守られ、健やかに育つように  
富士山のように 広く 思いやりの心を育めるように 優しく支えてゆきます。  
富士山のように 優しい心を育めるように 虐待や一切の体罰を赦しません。  
富士山のように 大きな未来を自分で描けるように 優しく支えていきます。

など

## D 委員

・高校生ワークショップ合同発表会の資料を見て、市内の高校生が高い意識を持って、子どもの権利条例策定について学んでいるということが伝わってきました。

・富士高校の、前文に入りたいフレーズには富士市らしさが表現されていて、よく考えられていると感じました。

・意見書(案)に関して。1の富士市の子ども現状と課題の内容について、会議中の今の富士市の子どもはおとなしい、目立ちたがらないという意見がありましたが、本当にその通りだと感じました。それに加えて、今の子どもたちは空気を読まなければいけない場面が多いと思います。その為、自己表現がなかなか出来ずにいる子どもが多くいるように感じます。実際、私自身が中高生と関わり見ている限り、失敗することをおそれて自分の意見を言えない子どもは以前より増えていると実感しています。

まして、コロナ禍で多くの我慢を強いられているのは子どもたちなので、この傾向は更に進んでしまうのではないかと感じます。

・この条例が策定されることで、子どもたちがいきいきと自分の意見を言ったり、新しいアイデアを生み出したりできる社会になることを願います。

## E 委員

### 1 意見書について

#### (1) 「権利と義務」について

「権利とはなにか」を分かりやすく表現していただいた。「権利」について「私には～する権利がある」と自らの主張を通そうとし、それに対して「自分勝手だ」「わがままだ」という。そこに意見の食い違いが生じ、そのどちらも「権利」を正しく理解していないのではないか。「義務」も「子どもの権利」を保障する大人の義務として分かりやすく説明していただいた。

また、権利の行使と他者との衝突、他者の権利の尊重、権利の主張と失敗からの成長等権利を通して身につけ、成長することの大事さを示していただいた。

#### (2) 「権利」と「人権」について (p602、011)

02は「子どもの権利は、子どもがひとりの人間として成長していくうえで不可欠な人権であり……」という表現ですと「子どもの権利」＝「人権」になります。先日質問したことですが、私たち人権擁護委員は「人権とはすべての人幸せに生きる権利」「人間が人間らしく生きる権利で生まれながらに持っている権利」と説明しています。

011の「子どもの人権が尊重される地域社会を作っていくために……」について、「子どもの権利が保障され、子どもの人権が尊重される社会(町)を作っていくために……」ではどうでしょうか。また、ここで言う「地域社会」は富士市全体を表している言葉だと思いますが、条文の「地域における権利の保障」のなかに「地域社会」という表現が出てきます。この場合は狭義の自分の家がある地域という意味が強いと思います。

#### (3) 救済機関について

p2507「組織」で「子どもが学ぶ施設の教職員」とあるが、園、学校のみを指すのか、子どもの教育に関係するすべての機関の指導員を含めるのか。取り立ててこう表現する必要があるのか。

### 2 わかりやすい啓発資料作りと様々な場での啓発の工夫について

条例が制定されたら、大人にも子供にもこの条例の趣旨や内容について広く啓発していくことが大事である。大人への啓発機会、子どもへの啓発機会を積極的に計画的に推進していただきたい。条例そのものを読み理解することも大事だが、わかりやすい視点で様々な場で議論がなされることを期待したい



## F 委員

意見書（案）について

これから細かく推敲されていくと思いますが、下記の点についてご検討ください。

P5 下から4行目から

～、子どもが大人とともに社会を構成し担っていくパートナーであることを明確に位置付け、あらゆる場所や場面に子ども自身が参加することが権利であるという認識や、参加を促す仕組みや機会、そして参加するための支援と環境づくりを推進することが必要です。

p 17（地域における権利の保障）

追加 子どもの主体的な活動を支援するように努めなければなりません。

P18

⑥子どもの居場所

追加 「いじめ」・・・「貧困」「ヤングケアラー」などが・・・

P25 下から6行目から3行目まで

～大切です。また、子どもが安心して相談できるために、人権擁護、個人情報保護守秘義務などが堅持され、関係機関と利害関係を持たない第三者が確保される必要があります。

前文案に関する資料の送付、ありがとうございます。

とりあえず、気になった部分について送ります。

1の段の1～2文

「富士に生きる子どもの皆さん。あなたは、生まれたときから、一人の人間として、かけがえのない存在です。赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力を持っています。」  
の部分は、2文目の「生きる力を持っている」が、読んでじっくりききません。

「富士に生きる子どもの皆さん。あなたは、赤ちゃんとして生まれたときから、一人の人間として、感情や思いを表現して生きている、かけがえのない存在です。」

」

みたいな感じになるといいです。

1の段の3文

「～また、貧困や不登校など～」

に「虐待」は入りませんか。

子どもにとって「貧困」はあまりピンとこないのではないのでしょうか。

むしろ、虐待や暴力といった言葉の方が分かり易いと思います。

私個人としては不登校が入ることに抵抗がありますが、社会的な課題としてとりあげられることと認識すればよいのだらうと思います。